

三菱UFJ年金ニュース 特別版

最近の年金関連トピックス

2025年4月

「安心・豊かな社会」を創り出す信託銀行 *Create a Better Tomorrow*

三菱UFJ信託銀行

世界が進むチカラになる。



目次

本資料掲載のトピックス	・・・2
1. 公的年金及び企業年金制度関連	
1-1. 第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	・・・7
1-2. 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」の改正について	・・・10
1-3. 公的年金の2025年度の年金額改定について	・・・13
1-4. 2025年度下限予定利率および基準死亡率の改正に関する意見募集について	・・・15
1-5. 第1回資産運用立国推進分科会の開催について	・・・17
2. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(2025年1月～3月)	・・・19

本資料掲載のトピックス

《今後の企業年金・個人年金の改正予定項目》 ⇒ P.7～9

ポイント解説

- 2024年12月26日、第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催され、2年2カ月にわたり議論されてきた次期企業年金・個人年金改正の「議論の整理」の取りまとめが行われました。
- 今後、改正の詳細が検討され、順次施行が行われていく見込みです（施行時期等は未定）。

改正項目（予定）		（注）改正項目として確定したものではないことにご留意ください
	改正項目	改正概要
DB DC	DB・DCの加入者のための運用の見える化	- DB、DCの「事業報告書」「決算報告書」等の項目をベースに、厚生労働省がHP等で名称を含めて一般に見られる形式で公開 - 運用状況項目（例えば、運用の基本方針や専門人材の活用に係る取組状況等）を新たに報告書に追加することを検討
	DB給付減額判定基準の見直し	現行の判定基準を原則とするが、一定の要件を満たした場合は、例外的に「給付減額」として取り扱わないことができる見直しを実施
DB	DB制度の環境整備	「いわゆる選択制DB」を採用する場合は、事業主が従業員に対して、社会保険等の影響を説明するよう、DB法令解釈通知に明記
	iDeCo加入可能年齢の引き上げ	iDeCoの加入可能年齢を70歳へ引上げ
DC	DC拠出限度額の引上げ	- DC拠出限度額の引上げ（月額5.5万円⇒月額6.2万円）と、拠出限度額内でのiDeCoの拠出上限額を撤廃 - 企業型DCのマッチング拠出要件（事業主掛金の額を超えることができない要件）を廃止
	DC制度の環境整備	- 簡易型DC制度を廃止し通常の企業型DCに統合（一部書類を簡素化） - いわゆる総合型DCについて法令に規定 - 脱退一時金の支給要件の見直し（拠出期間要件を5年以下から8年以下に引上げ） - 企業型DCの自動移換に関して事業主の説明義務を強化 - iDeCoの手続きを簡素化
その他		広報等による普及促進（金融経済教育推進機構（J-FLEC）や関係省庁とも連携し、更なる普及促進に向け、学校や企業等の現場における取組の拡充や、分かりやすい広報等に取り組む）

本資料掲載のトピックス

DC拠出限度額の引上げ案

- 第2号被保険者の企業型DCの拠出限度額を、月額6.2万円に引上げ(現行:月額5.5万円)
- 第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を、月額6.2万円に引上げ(現行:月額2.0万円又は2.3万円)
- 第1号被保険者の拠出限度額(iDeCoと国民年金基金で共通)を、月額7.5万円に引上げ(現行:月額6.8万円)
- 企業型DCのマッチング拠出について、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止

【現状】

	第1号被保険者	第2号被保険者			
		DBなし		DBあり	
		企業型DCなし	企業型DCあり	企業型DCあり	企業型DCなし
企業型DC	-	-	月額5.5万円	月額 5.5万円－他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額6.8万円 (国年基金と合計で)	月額2.3万円	月額 5.5万円－(企業型DC事業主掛金額＋他制度掛金相当額) ただし、月額 2.0万円が上限額		

【見直し案】

企業型DC	-	-	月額6.2万円	月額 6.2万円－他制度掛金相当額	-
iDeCo	月額7.5万円 (国年基金と合計で)	月額6.2万円	月額 6.2万円－(企業型DC事業主掛金額＋他制度掛金相当額)		

給付減額判定基準の見直し案

- 現行の判定基準を原則とするが、一定の要件(以下参照)を満たした場合は、例外的に給付減額として取り扱わないことができることとする

【給付減額として取り扱わない要件案】

- ① 変更対象は、事業所に使用されてない受給権者を対象とせず、加入者の給付設計変更に限る
- ② 給付設計の変更内容は、給付の名目額※1が増加する変更であること
(※1: 給付設計の変更対象者に係る予定利率ゼロの下での通常予測給付現価)
- ③ 少なくとも5年程度は当該変更が行われなかった場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けること
- ④ 労使間交渉の体制として、対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意があること

本資料掲載のトピックス

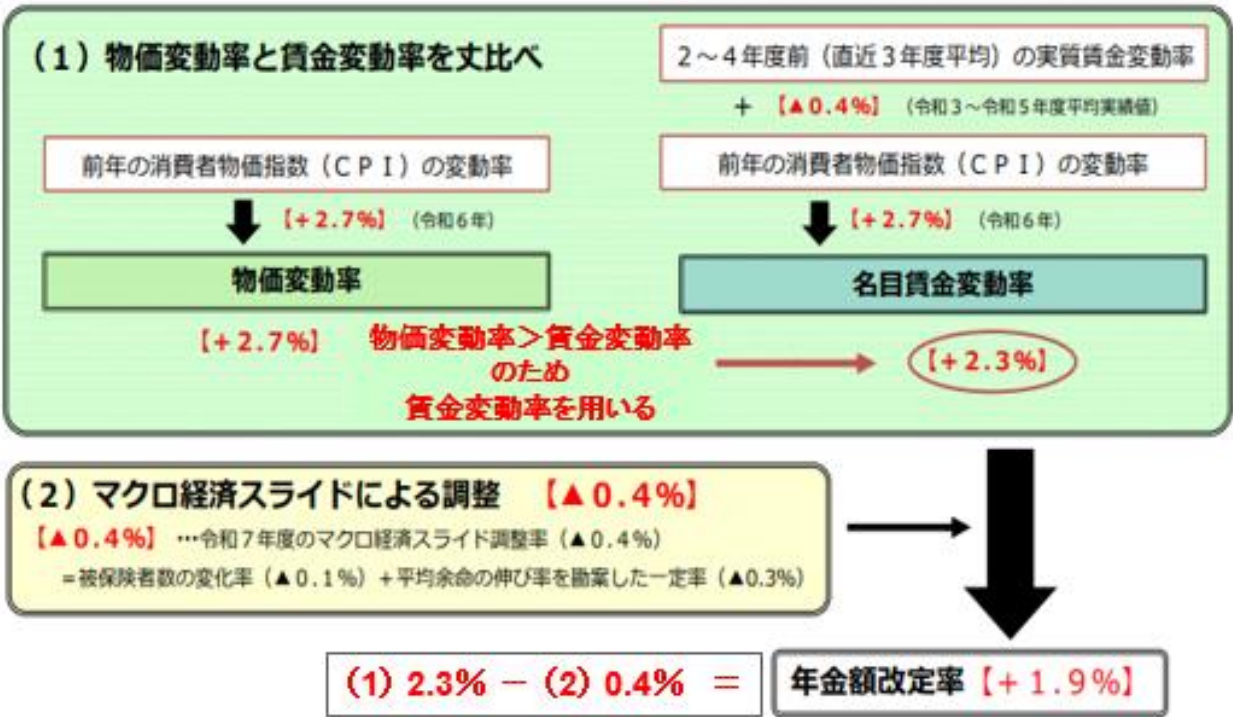
《公的年金の2025年度の年金額改定について》 ⇒ P.13～14

ポイント解説

- 2025年1月24日、厚生労働省は総務省による2024年平均の全国消費者物価指数の公表を受け、公的年金の2025年度の年金額を、2024年度の額から1.9%引き上げることを公表。
(出所)厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001383981.pdf>

年金額の改定ルール

- 公的年金の年金額は、物価や賃金の変動に応じて毎年度改定を行う仕組み。
- 物価変動率が名目賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目賃金変動率を用いて改定。
- 2025年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.3%)を用いて改定され、2025年度のマクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)が行われるため、2025年度の年金額の改定率は、前年度から+1.9%のプラス改定。
(出所)厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001383981.pdf>



本資料掲載のトピックス

多様なライフコースに応じた年金額

【年金額の明示方法変更の趣旨】

- これまで、標準世帯(夫婦2人の専業主婦世帯)の年金額のみを表示していたが、近年の世帯構成と就労形態の多様化を踏まえ、単身での就労形態別年金額を併せて明示することで、それぞれに適合した年金額の目安を把握できるように変更。
- 夫婦の場合は各就労形態別の金額を足すことで、世帯単位での年金額の目安が分かるように工夫されている。

【年金額の明示方法】

- 年金制度に対する国民の信頼感の向上を図るため、国民の目線に立った分かりやすい年金制度の広報の施策として、今回から新たに多様なライフコースに応じた年金額を明示。
- 2024年度公的年金財政検証における老齢年金の平均額や分布の将来見通しを基に、2024年度に65歳になる者の加入期間や収入を基礎に、経歴類型・男女別の2025年度の年金額(月額)を概算した金額を明示。

就労形態別の男女・年金額

経歴類型・男女の別	令和6年度 (月額)	令和7年度 (月額)	備考
①厚生年金期間中心 (20年以上)の男性	170,223円	173,457円 (+3,234円)	平均厚生年金期間:39.8年 平均収入:50.9万円 ※賞与含む月額換算。以下同じ。 基礎年金:68,671円 厚生年金:104,786円
②国民年金 (第1号被保険者)期間中心 (20年以上)の男性	61,188円	62,344円 (+1,156円)	平均厚生年金期間:7.6年 平均収入:36.4万円 基礎年金:48,008円 厚生年金:14,335円
③厚生年金期間中心 (20年以上)の女性	129,654円	132,117円 (+2,463円)	平均厚生年金期間:33.4年 平均収入:35.6万円 基礎年金:70,566円 厚生年金:61,551円
④国民年金 (第1号被保険者)期間中心 (20年以上)の女性	59,509円	60,636円 (+1,127円)	平均厚生年金期間:6.5年 平均収入:25.1万円 基礎年金:52,151円 厚生年金:8,485円
⑤国民年金 (第3号被保険者期間)中心 (20年以上)の女性	75,379円	76,810円 (+1,431円)	平均厚生年金期間:6.7年 平均収入:26.3万円 基礎年金:67,754円 厚生年金:9,056円

(例)夫婦2人の専業主婦世帯は、①+⑤の合計金額が目安

(出所)厚生労働省「令和7年度の年金額改定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001383981.pdf>



1. 公的年金及び企業年金制度関連

1-1. 第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

- ・ 12月26日、第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会が開催
- ・ 次期年金制度改正の「議論の整理(案)」の取りまとめがなされた

～以下、メールマガジン「第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について」転載～
【配信日】2024年12月27日

12月26日、第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会(以下、企・個部会)が開催され、次期年金制度改正の「議論の整理(案)」の取りまとめが行われました。

今回の議論の主な内容をお伝えします。

<今回の議題>

○社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理(案)について

<主な内容>(事務局からの説明内容)

・2022年11月から開始された次期年金改正の「議論の整理」(案)が示されました

○私的年金制度に関する3つの視点

【視点1】国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築

【視点2】私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備

【視点3】制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備

○次期私的年金制度改正の概要

(1)拠出・運用・給付の在り方

【iDeCo加入可能年齢の引上げ】

・70 歳まで引上げ、加入要件として、①iDeCoの加入者・運用指図者であった者及び、②企業型DC等の私的年金の資産をiDeCoに移換する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者とする

【DC拠出限度額】(与党税制改正大綱より)

・企業型DCの拠出限度額を月額6.2万円に引上げ(現行月額5.5万円)

・企業型 DC のマッチング拠出について事業主掛金額を超えられないとする要件を廃止

・第2号被保険者のiDeCoの拠出限度額を月額6.2万円に引上げ(現行2.0万円又は2.3万円)

1-1. 第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

(2)私的年金の普及・促進のための取組

【簡易型DC】

- ・簡易型DCの手続簡素化の一部について企業型DC制度に適用することで、中小企業を含めた事業主が取り組みやすい仕組みに改善した上で、企業型DCに統合

【iDeCo+】

- ・300人以下の人数要件で、全厚生年金保険適用事業所の99%をカバーしていることを踏まえ、まずは普及促進を優先し、現状維持とする
- ・DBとの併用についても事業者のニーズも踏まえつつ慎重に検討を行う

【いわゆる総合型DC】

- ・制度として法令上に位置づけた上で、運用商品の選定・モニタリング、継続投資教育の実施等の取組の改善策について検討する

(3)DB・DC制度の環境整備

【加入者のための運用の見える化】

- ・DBは事業報告書、決算報告書の報告項目を、DCは事業主報告書、確定拠出年金運管業務報告書の報告項目をベースとし、DBにおける運用状況（運用の基本方針等）や専門人材の活用に係る取組状況等、新たに報告が必要な事項をDB・DC共に報告書の項目に追加する
- ・厚生労働省がDB別、DCについては事業主・規約・運営管理機関別に名称が分かる形で公表を行う
- ・なお、拠出や給付の見える化については引き続き検討を行っていく

【運用力の向上】

- ・金融サービスの提供に関する法律の改正、スチュワードシップ活動の実質化、アセットオーナー・プリンシプルを含む資産運用立国に関する議論等を踏まえ、「DBに係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」を改訂

【給付減額判定基準の見直し】

- ・現行の判定基準を原則としつつ、給付の名目額が増加する等の一定の要件を満たす場合であって、DBの給付設計を変更することについて対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意がある場合には、例外的に給付減額として取り扱わないこととする

【いわゆる選択制DB】

- ・DC同様にDB法令解釈通知に「事業主が従業員に社会保険・雇用保険等の給付額への影響等を説明する」ことを追記する
- ・事業主に対して、労使協議や導入時・加入時に従業員に対する正確な説明が行われるよう取組を進める

1-1. 第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について

【企業型DCの自動移換】

- ・事業主に対して加入者への継続的な説明の実施を促す
- ・自動移換状況の見える化に取り組む

【DC脱退一時金の要件見直し】

- ・公的年金の脱退一時金の支給上限の5年から8年への引上げ検討を踏まえ、DC脱退一時金の要件としての拠出期間を5年以下から8年以下に引上げる

(4)その他

【健全化法への対応】

- ・厚生年金基金の廃止方針については認識が一致しているが、受給者等の権利に配慮しつつ、諸課題に対する検討をさらに深めていく
- ・労使が十分な時間をかけて話し合うことが重要であり、その取組を促す

<委員からの主な意見>

- ・加入者のための運用の見える化については、真に加入者に意味のある開示項目とすべき
- ・労働者間での格差に繋がらないような税制・制度としていくことが必要
- ・中小企業では企業年金の認知度が低く中小企業が取り組みやすい仕組みとしていくことが必要
- ・iDeCoの拠出限度額の引上げにより企業年金の縮小につながることも懸念される
- ・DC拠出限度額の算定根拠を明確にしておくことが必要
- ・企業型DCの自動移換については手続きの簡素化が必要

<今後の予定について>

本日の「議論の整理(案)」は大筋で合意され、近日中に確定版が部会HPに掲載されます。今回の部会で議論は一段落し、今後は法改正に向けて事務局での作業が進められていきます。

<ご参考資料>

○厚生労働省「第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会」(2024年12月26日)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48143.html

1-2. 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」の改正について

- 1月9日、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」の一部改正が発出され、同日に意見募集結果も公表
- 改正内容に、「2:政策的資産構成割合の決定に際し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努める旨」と「3:運用の基本方針を作成・変更する際は、加入者の意見を聴かなければならない旨」が追加

三菱UFJ年金ニュースNo.549【配信日】2025年1月15日

ポイント

- 1月9日、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)(以下、DB運用ガイドライン)」の一部改正※1が発出されました。また、同日、意見募集結果※2も公表されました。
- 意見募集時から、以下<改正内容>の「2」と「3」が追加されましたが、いずれも既にDB令及びDB施行規則に規定されている事項です。

<改正内容>

- 1.「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」における「誠実公正義務」は、DB運用ガイドラインの「善管注意義務」「忠実義務」を履行することであることを記載
- 2.政策的資産構成割合の決定に際し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努める旨が追加(DB規則第84条)
- 3.運用の基本方針を作成・変更する際は、加入者の意見を聴かなければならない旨が追加(DB令第45条・DB規則第84条の2)
- 4.スチュワードシップ活動として「協働モニタリング」への参画が考えられる旨が追加
- 5.運用受託機関の定期的な評価と見直しを行うことが望ましい旨が追加
- 6.加入者の利益に資するために、取組状況等をホームページ等で一般に開示するなどの対応が考えられる旨が追加
- 7.専門性の確保・向上として、適切な資質を持った人材を計画的に登用・配置・育成することが望ましい旨が追加
- 8.アセットオーナー・プリンシプルの受入れ検討が望ましい旨が追加

※1「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン(通知)」

※2「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン改正案に関する意見募集の結果について」

改正の内容

項目	改正前	改正内容
3-(1) 事業主及び 基金理事の 一般的義務	①法令上の義務 (善管注意義務) (忠実義務)	【追加】(注)として以下の文言を追加 (注)金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律において規定される誠実公正義務(第2条)は、企業年金については、上記の善管注意義務・忠実義務に基づく対応を行うことにより履行される義務である。

1-2. 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」の改正について

改正の内容

項目	改正前	改正内容
3-(4) 運用の 基本方針	(内容) - 事業主(受託保証型DBを除く)及び基金は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めなければならない。 - なお、受託保証型DBを実施する事業主は、自らの判断の下に政策的資産構成割合を定めるよう努めること。	【追加】 DB規則に規定されている以下の文言を追加 - 政策的資産構成割合の決定に関し、事業主及び基金に使用され、その事務に従事する者として、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。(DB規則第84条参照) - 受託保証型DBについても、政策的資産構成割合を定めることについて「努めなければならない」に修正
	(現行記載なし)	【新設】 DB令・規則に規定されている以下の文言を追加 運用の基本方針を作成・変更する際は、加入者の意見を聴かなければならない。 (令第45条・規則第84条の2参照)
3-(5) 運用の委託	②運用受託機関の管理 運用受託機関が日本版スチュワードシップ・コードを受け入れている場合には、その運用受託機関が行った活動(議決権行使を含む)の実績について報告を受けることが望ましい。	【追加】 以下文言を追加 また、当該活動について、複数の企業年金が協働してモニタリングする取組に参画することも考えられる。
	③ 運用実績の評価及び掛金の払込割合の変更等	③ 運用実績の評価と見直し【項目名変更】 【追加】 以下項目を新規追加(運用評価と見直し) 総幹事会社を含む運用受託機関の運用実績については定期的に評価することが望ましい。また、当該評価を踏まえて必要な場合には、理事会等基金内部での意思決定手続や、受給権保護のための意思決定過程の透明化の必要性に照らし、適当と認められる意思決定手続に従って、運用受託機関の見直し(掛金の払込割合の変更や信託資産又は保険資産若しくは共済資産の移受管)を行うことが望ましい。
3-(9) 自己研鑽	(9)自己研鑽 年金運用責任者は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めなければならない。	(9)専門性の確保・向上【項目名変更、文言追加・修正】 - 事業主等は、管理運用業務を適正に執行する観点から、適切な資質を持った人材(例えば、年金資産運用に関する実務経験を概ね3年以上有している人材、関連する資格や企業年金連合会等が実施する研修受講歴を有している人材等)を計画的に登用・配置・育成することが望ましい。 - 年金運用責任者は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解、資産運用環境の把握及び専門性の向上(例えば、研修の受講)に努めなければならない。

1-2. 「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」の改正について

改正の内容

項目	改正前	改正内容
6-(3) 加入者等への業務概況周知	(加入者への周知) ・ また、加入者の関心・理解を深めるため、必要に応じて図表を用いる等加入者へわかりやすく開示するための工夫を講ずることが望ましい。積立水準等について他の確定給付企業年金との比較をすることなども考えられる。	【追加】 以下文言を追加 ・ 加えて、加入者の利益に資するよう、加入者への周知事項や他の関連事項(例えば、専門人材の活用に係る取組状況)を、ホームページ等で一般的に閲覧できる状況にすることも考えられる。
6-(6) アセットオーナー・プリンシプル	(現行記載なし)	【新規項目追加】 ・ 事業主等が、加入者等の最善の利益を追求するための備えがあることを自ら点検し、それぞれのステークホルダー(加入者等を含む。以下同じ。)あるいは対外的に示すことで理解や対話、協働につなげ、運用力の向上を図っていく観点から、企業年金を含むアセットオーナーに求められる共通の原則を定めるアセットオーナー・プリンシプル(内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 2024年8月28日策定)の受入れを検討することが望ましい。 ・ なお、当該プリンシプルは法令と異なり、法的拘束力を有さず、一律に対応を求めるものではない。当該プリンシプルを受け入れる場合でも、全ての原則を一律に実施しなければならないわけではなく、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」の手法が採用されている(原則の中に、自らの個別事情に照らして実施することが適切でないと考える原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定されている。)。 ・ また、当該プリンシプルに基づくアセットオーナーの活動については、運用状況についての情報提供を通じたステークホルダーとの対話も踏まえつつ、各アセットオーナーにおいて適切な手続きに基づく意思決定の下、必要に応じて見直しを図られていくことが期待されている。

1-3. 公的年金の2025年度の年金額改定について

- ・ 厚生労働省は、公的年金の2025年度の年金額を2024年度の額から、1.9%引き上げることを公表

～以下、メールマガジン「公的年金の2025年度の年金額改定について」転載～
【配信日】2025年1月29日

1月24日、厚生労働省は総務省による2024年平均の全国消費者物価指数の公表を受け、公的年金の2025年度の年金額を、2024年度の額から1.9%引き上げることを公表しました(※1)。

【年金額の改定ルール】

公的年金の年金額は、毎年、物価や賃金の変動率等に応じて改定されます。

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率(2.3% * 1)を用いて改定されることになります。

このため、2025年度の年金額は、名目手取り賃金変動率(2.3% * 1)を用いて改定します。

また、2025年度のマクロ経済スライド(※2)による調整(▲0.4% * 2)が行われます。

よって、2025年度の年金額の改定率は、1.9%となります

* 1: 名目手取り賃金変動率(2.3%)

＝実質賃金変動率(▲0.4%) + 物価変動率(2.7%) + 可処分所得割合変化率(0.0%)

* 2: マクロ経済スライドによるスライド調整率(▲0.4%)

＝公的年金被保険者総数の変動率(▲0.1%) + 平均余命の伸び率(▲0.3%)

【多様なライフコースに応じた年金額(※3)】

2024年度財政検証にて、世代ごとの65歳時点における老齢年金の平均額や分布の将来見通し(年金額の分布推計)を実施しました。

当該推計を基にした2024年度に65歳になる者の加入期間や収入を基礎に、経歴類型・男女別の2025年度の年金額(月額)を概算すると以下の通りとなります。

① 厚生年金期間中心(20年以上)の男性: 173,457円

② 国民年金(第1号被保険者)期間中心(20年以上)の男性: 62,344円

③ 厚生年金期間中心(20年以上)の女性: 132,117円

④ 国民年金(第1号被保険者)期間中心(20年以上)の女性: 60,636円

⑤ 国民年金(第3号被保険者期間)中心(20年以上)の女性: 76,810円

1-3. 公的年金の2025年度の年金額改定について

【在職老齢年金について(※4)】

支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、2025年度の支給停止調整額は、51万円となります。

(ご参考)

※1 厚生労働省「令和7年度の年金額改定についてお知らせします。」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001383981.pdf>

※2 マクロ経済スライドとは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、年金額を自動的に調整する仕組みのことです。年金額の改定率は、物価・賃金の変動率からスライド調整率を控除することによって算出されます。

※3 年金制度に対する国民の信頼感の向上を図るため、国民の目線に立った分かりやすい年金制度の広報の施策として、今回から新たに多様なライフコースに応じた年金額が明示されるようになりました。

※4 在職老齢年金は、賃金(賞与込み月収)と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。

1-4. 2025年度下限予定利率および基準死亡率の改正に関する意見募集について

- 2025年度における継続基準の下限予定利率、基準死亡率改正に関する意見募集を開始
- 継続基準の下限予定利率は年0.3%
- 基準死亡率は厚生年金の財政検証結果の公表を受け、死亡率の前提が見直されたことから改正するもの

三菱UFJ年金ニュースNo.550【配信日】2025年2月4日

ポイント

- DB年金における継続基準の下限予定利率と基準死亡率改正に関する意見募集※1※2が開始されましたので、ご案内します。
 - ・2025年度の継続基準の下限予定利率：年0.3%
 - ・基準死亡率：厚生年金の財政検証結果の公表を受け、死亡率の前提が見直されたことから改正するもの
 - 適用期日等
 - ・公布日：2025年3月下旬（予定）
 - ・適用日：2025年4月1日
 - なお、適用時期の詳細等につきましては、判明次第ご案内します。
- ※1 [確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件\(案\)に関する御意見募集\(パブリックコメント\)について](#)（意見募集期限：2025年2月28日）
- ※2 [確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令\(案\)に関する御意見の募集について](#)（意見募集期限：2025年2月28日）

予定利率の設定方法と履歴

- ✓ 継続基準における下限予定利率は、10年国債の直近1年平均と5年平均のいずれか低い率を基準に設定されています。

年度	継続基準 (下限予定利率)	非継続基準
2021	0.0%	0.63% (0.13%～1.13%)
2022	0.0%	0.66% (0.16%～1.16%)
2023	0.0%	0.71% (0.21%～1.21%)
2024	0.1%	0.86% (0.36%～1.36%)
2025	0.3%	1.17% (0.67%～1.67%)

(注)2025年度の非継続基準の数値は見込みの値です。

1-4. 2025年度下限予定利率および基準死亡率の改正に関する意見募集について

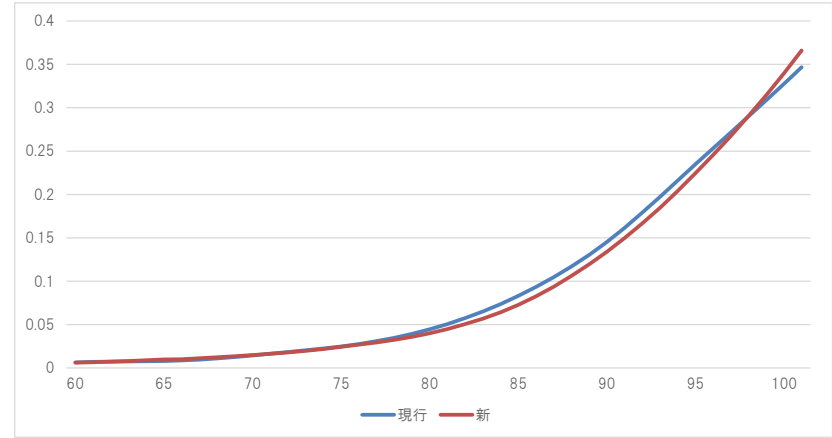
基準死亡率の影響

- 基準死亡率の改正により、終身年金を設定している場合には、給付現価・標準掛金・他制度掛金相当額等の増加につながる事が想定されます。
- 60歳(男子)を例とした、平均余命と年金現価率への影響は以下のとおりです。

【継続基準】

	平均余命 (年)	年金現価率（予定利率2.5%）		
		単純終身	15年保証付終身	20年保証付終身
①現行予定死亡率	24.47	17.75612	18.50055	19.21051
②新予定死亡率	24.80	17.89120	18.67812	19.39875
③変化（②/①）	1.3%	0.8%	1.0%	1.0%

（図表） 60歳から100歳までの基準死亡率(男子)



基準死亡率に乗じる係数

- 基準死亡率に乗じる係数または乗じることができる係数は以下のとおりです。
- 最低積立基準額の算定に用いる係数が低下していることから、終身年金を設定している場合には、継続基準よりも非継続基準への影響が大きく出ることが想定されます。

		現行	新
掛金の額の計算に用いる基準死亡率に乗じることができる係数	男子	0.72～1.00	0.68～1.00
	女子		0.65～1.00
最低積立基準額の算定に用いる基準死亡率に乗じる係数	男子	0.86	0.84
	女子		0.825
積立上限額の算定に用いる基準死亡率に乗じる係数	男子	0.72	0.68
	女子		0.65

1-5. 第1回資産運用立国推進分科会の開催について

- ・ 3月26日、政府「新しい資本主義実現会議」は「第1回資産運用立国推進分科会」（以下、分科会）を開催し、各施策の進捗状況を確認
- ・ 本分科会では、各施策の進捗状況を確認し、更なる追加的施策や改善策を検討するために議論が行われていく予定

～以下、メールマガジン「第1回資産運用立国推進分科会の開催について」転載～
【配信日】2025年3月28日

政府「新しい資本主義実現会議」は3月26日に「第1回資産運用立国推進分科会」（以下、分科会）を開催しました。これは、2023年末に策定された「資産運用立国実現プラン」で掲げた各施策の進捗状況を推進するために、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」の中で、実行状況についてフォローアップを行い、PDCAサイクルを進めていくとの明記に基づき行われたもので、第1回分科会では各施策の進捗状況を確認しました。

この中から私的年金及びアセットオーナーに関する内容をお伝えします。

本分科会では、各施策の進捗状況を確認し、更なる追加的施策や改善策を検討するために議論が行われていく予定です。

<資産運用立国のコンセプト>

- ・ 「成長と分配の好循環」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていくため、「家計」「金融商品の販売会社」「企業」「資産運用会社」「アセットオーナー」等のインベストメントチェーンを構成する各主体をターゲットとした取組を進めていく

<各施策の進捗状況報告>（事務局からの説明内容）

(1)家計の安定的な資産形成の支援

①DC拠出限度額の引上げを予定

- ・ 厚生年金被保険者（企業年金なし）：月2.3万円 ⇒ 月6.2万円
- ・ 同厚生年金被保者（企業年金あり）：月2.0万円 ⇒ 月6.2万円（企業年金と合算した上限）
- ・ 国民年金第1号被保険者（年金あり）：月6.8万円 ⇒ 月7.5万円（国民年金基金と合算した上限）

②iDeCo加入可能年齢の上限引上げを予定（65歳未満 ⇒ 70歳未満）

1-5. 第1回資産運用立国推進分科会の開催について

(2)アセットオーナーの機能向上「セットオーナーシップの改革」

①アセットオーナー・プリンシプルの策定

- ・2024年8月「アセットオーナー・プリンシプル」を策定し、関係省庁が連携して周知を実施、引き続き賛同を呼びかけ
- ・2025年2月末時点で、120の機関が受入表明
(公的年金等:14、企業年金:54、保険:32、学校法人等:19、その他:1)

②DBの資産運用力の向上

- ・2025年1月9日「DB運用ガイドライン」を改訂、各DBへ働きかけ

③DBの共同運用の選択肢の拡大

- ・小規模なDBが適切な形で共同運用事業等を活用できるよう、企業年金連合会と連携し共同運用事業の選択肢の拡大案を検討の上、対応方針を決定(4月)、取組を後押し

④企業年金の運用状況等の情報の他社と比較できる「見える化」を実施予定

- (厚生労働省が情報を集約して公表)
- ・次期年金制度改正法案等での措置を検討後、システム開発に着手予定

⑤DCにおける適切な商品選択に向けた制度改善

- ・運営管理機関・事業主・加入者本人の各段階において運用の方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や商品構成等の情報の見える化、継続投資教育、取組事例の横展開等を促進、次期年金制度改正法案等での措置を検討

⑥企業年金を含む私的年金の更なる普及促進

- ・2024年4月に金融経済教育推進機構(J-FLEC)を設立
- ・厚生労働省や企業年金連合会と連携しながら、企業型DC導入企業を含む職域での従業員向け教育の支援(講師派遣事業)や、企業型DCやiDeCoに関する広報活動を政府横断的に展開

<ご参考資料>

○内閣官房「第1回資産運用立国推進分科会」(2025年3月26日)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyousuisin_dai1/index.html

○内閣官房「資産運用立国実現プラン」(2023年12月13日)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf

○内閣官房「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」(2024年6月21日閣議決定)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf

2. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(2025年1月～3月)

2. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (2025年1月～3月)

配信日	タイトル	公的 年金 企業 年金	その他
12月27日(*)	第39回社会保障審議会 企業年金・個人年金部会の開催について	○	
1月15日	「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて(通知)」の改正について	○	
1月29日	公的年金の2025年度の年金額改定について	○	
2月4日	2025年度下限予定利率および基準死亡率の改正に関する意見募集について	○	
3月28日	第1回資産運用立国推進分科会の開催について	○	

*は前回の三菱UFJ年金ニュース特別版(2024.10～2024.12)発行後に発行された情報です。

三菱UFJ信託銀行株式会社
トータルリワード戦略コンサルティング部
〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

www.mufg.jp